

春日部市学校給食用物資納入業者登録申請書

No. _____

春日部市長 あて

年 月 日

年度春日部市学校給食用物資納入業者の登録に当たり、登録の要件及び登録業者遵守事項を了承のうえ申請いたします。

申請者

1 法人番号 (個人の場合は不要)														
2 商号又は名称														
3 代表者職氏名														
4 本社所在地														
5 営業所所在地														
6 設立年月日						7 資本金	円							
8 担当者						9 従業員数	人							
10 業態	生産・製造・加工 卸売・販売					11 春日部市物品売買等 入札資格参加者名簿 への登録の有無					有 ・ 無			
12 希望納入品	穀類 肉類 魚介類 冷凍食品 卵類 乳類 野菜及び果実類 茸類 海藻類 油脂類 嗜好飲料水 豆及び豆加工品 ジャム類 蒟蒻 調味料 その他													
13 輸送方法	貨物車《大型車(冷凍車・保冷車)・普通車(冷・保)・軽自動車(冷・保)》 その他《自家用(冷凍車・保冷車)・委託(冷・保)・その他の車(冷・保)》													
14 行政処分の有無 (過去2年間)	有 ・ 無					15 会社更生法・民事再 生法の再生手続き				有 ・ 無				
16 主な納入実績 (学校給食)														
17 電話番号	()					18 F A X 番号				()				
19 メールアドレス														
20 災害等で納入困難 時、指定施設への提 供に協力の有無	有 ・ 無					21 備考								

記入上の注意事項

- (1) ペン又はボールペンではっきり書くこと。
- (2) 会社名、商店名は略さずに正しく書くこと。
- (3) 10 の業態及び 12 の希望納入品は、該当箇所を○でかこむこと。
- (4) 13 の輸送方法は品物を納入する場合の運搬方法を書くこと。
- (5) 14 及び 15 の欄は、申請時点における状況を記載すること。
- (6) 17 の電話番号が自分のものでないときは、(呼)○○方と加えること。
- (7) 申請日を起点として 3 か月以内に、確実に変更することが
予定されている事項は、変更後の内容で記載すること。なお、
その場合は、(※予定)と明記しておくこと。

学校給食用物資納入業者登録申請における注意事項

学校給食用物資納入業者として登録を受けるには、以下の登録の要件を満たしている必要があります。また、登録の決定により契約を締結したときは、以降登録業者遵守事項を履行する必要があります。

なお、登録決定後において、登録の要件の欠格又は登録業者遵守事項の不履行を確認した場合は、登録の停止又は取り消すことがありますので、以下の内容を十分にご理解の上申請をしてください。

■登録の要件

- 1 春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成17年規則第129号）第2条に規定する春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 2 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他関連法令等を遵守していること。
- 3 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理していること。
- 4 学校給食の実施に必要な物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても迅速に対応することができること。なお、災害、感染症の流行その他やむを得ない事由により学校又は学校給食センターへの納入が困難となった場合は、市長が指定する児童福祉施設その他の施設への物資の提供に可能な限り協力することができること。
- 5 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を要する者及び営業の届出を要する者にあつては、食品衛生監視票（保健所が発行する食品衛生監視票をいう。）の総合点が90点以上であること。
- 6 納税義務が履行されていること。

■登録業者遵守事項

- 1 衛生管理
 - （1）食品に関する法律及びその他関連法令等を遵守していること。
 - （2）物資の製造、運搬及び納入に当たり、衛生及び品質の確保を図ること。
 - （3）従業員の健康管理（健康診断、腸内細菌検査等）を充分に行うこと。
 - （4）物資の搬送に従事する者は、常に服装の清潔と車両の清掃に努めること。
- 2 納品物資
 - （1）契約時の見本、指定された規格等に適合する物資を納品すること。
 - （2）納入する物資は、物資選定委員会又は給食物資納入業者等選定委員会が定めた品質保持期限の期間を満たすこと。
 - （3）新鮮で良質な物資を納品すること。特に鮮度を必要とするものは、原則として納入の当日仕入れたもの、又は製造したものを納入すること。
 - （4）物資は必ず指定された日時、場所及び方法で納入し、学校又は学校給食センターの担当者による検収を受けること。
 - （5）納入した物資について、製造上の傷、品質不良、異物混入、数量不足等の理由で不相当と判断されたときは、契約者が自己の負担により、直ちに当該物資を交換又は補充すること。
 - （6）学校給食の特殊性を認識し、迅速、丁寧及び衛生的に物資の受渡しを行うこと。
- 3 報告
 - （1）納入した物資を原因とした事故等の発生又は関係機関からの注意、指導又は処分等があったときは、市長に速やかに報告するとともに書面をもって届け出ること。
 - （2）営業内容の著しい変更又は製品倉庫（置場）、冷凍冷蔵設備等の改修等があったときは、市長に速やかに報告するとともに書面をもって届け出ること。
- 4 損害賠償等
 - （1）万が一の事故に備え、契約者が生産・製造・加工業者の場合においては、生産物賠償責任保険に加入していること。
 - （2）納入した物資を原因とした事故等が発生したときは、契約者は損害賠償等の必要な措置を講じ責任を持って解決すること。